

## 《会費減額制度の概要》

1. 本制度は、経済的な制約により学会加入が困難になる状況を少しでも改善することを目的として、個人への経済支援を行うものである。
2. 本学会は、本人からの申請にもとづき年会費の減額を行う。
3. 一年を単位として、年会費1万円を**6,000円**とする（4,000円の減額）。
4. 申請者は、**会費を払う年度において、大学院生または常勤職にない会員等**とする。  
本制度の主旨に則り、学術振興会の特別研究員、および、それに準ずる身分の者等、一定金額の収入のある者は申請できない。なお、申請者は、減額を受けようとする年度の前年度までの会費滞納のないことを要する（新規の入会者を除く）。
5. 申請者は、**学会HPの個人ページにある<会費減額申請システム>から申し込む**。
6. 申請受付期間は、**毎年7月1日～8月15日**とする（期限厳守）。  
新入会者で減額希望の場合は入会届とともに減額申請書に必要事項を記入し提出することができる。（減額申請書を提出する場合は、会費の振込は6,000円とする。）
7. 本学会は、新年度開始後の理事会（10月開催予定）において、申請者リストを回覧し、承認を行う。その後、事務局より承認の可否をメールにて申請者に通知する。
8. 申請者は、申請の承認可否の結果を受けた後に当該年度の年会費を支払うものとする。
9. 減額制度は一年ごとに適用する。**申請は年度ごとに受けつける**。但し、継続申請した場合を除く。